

河原内陶芸楽習館春の陶芸体験講座

募集 世界に一つの器づくり
陶芸体験しませんか

茶わんや湯飲みなど簡単な器を作製します。対象は市在住の人で、参加料は520円。定員は各15人で、多数時は抽選です。また、完成品は後日引き取りにきていただきます。申込みは、はがきに、参加者全員の氏名(ふりがな)・年齢、代表者の住所・電話番号、受講希望日(第2希望まで記入可)を記入し、2月15日(金)～28日(木)〈必着〉までに社会教育課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。



- 日時：3月13日(水)・16日(土)・17日(日)・20日(水)・23日(土)・24日(日)・27日(水) 午前9時30分～11時30分
- 場所：河原内陶芸楽習館(大字河原内)

☎ 社会教育課 ☎537-5649

3月1日(金)～7日(木)は火災予防週間です

催し 防火・防災意識を高める
機会にしませんか

住宅火災が増加傾向にあります。暖房器具の取扱いや火の元などに十分注意しましょう。運動期間中は、火災予防啓発活動や防災講演会を行います。



鶴成悦久氏

◎防火セレモニー

- 日時：3月1日(金) 午前10時～
- 場所：大分駅府内中央口広場
- 内容：防火演奏会、一日消防局長によるPR
- 出演：幼年消防クラブ、別府大学吹奏楽団、大分市観光キャンペーンレディ

◎防災講演会

- 日時：3月4日(月) 午後1時30分～3時
- 場所：コンパルホール1階 文化ホール
- 講師：鶴成悦久氏(大分大学減災・復興デザイン教育研究センター次長・准教授)
- 演題：今後迫り来る災害への対応
- 定員：500人(当日先着順)

☎ 消防局予防課 ☎532-3199

統一地方選挙のお知らせ

お知らせ 立候補予定者の説明会などをお知らせします

統一地方選挙の投票日と立候補予定者の説明会などについてお知らせします。

●投票日と選挙名

投票日	選挙名
4月7日(日)	大分県知事選挙・大分県議会議員選挙
4月21日(日)	大分市長選挙

●立候補予定者説明会と立候補届出の受付

	大分県議会議員選挙 (大分市選挙区)	大分市長選挙
立候補 予定者 説明会	3月1日(金) 午後1時30分～4時30分 市役所第2庁舎6階大研修室	3月8日(金) 午後1時30分～4時30分 市役所第2庁舎6階大研修室
立候補 届出の 受付	3月29日(金) 午前8時30分～午後5時 市役所本庁舎8階大会議室	4月14日(日) 午前8時30分～午後5時 市役所本庁舎8階大会議室

※大分県知事選挙の立候補予定者説明会および立候補届出の受付については、大分県選挙管理委員会(☎506-2412)へお問い合わせください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎537-5652

空き家対策セミナー・相談会を開催します

催し 空き家の管理や活用方法などを
学ぶことができます

空き家になる可能性がある住宅の所有者や相続人を対象に、空き家にしないための対策や活用方法を学ぶセミナーを開催します。また、建築士や宅地建物取引士、行政書士などの専門家による無料の個別相談会もあります。



- 月日：2月24日(日)
- 場所：J:COM ホルトホール大分 201・202会議室
- ◎空き家対策セミナー(要事前予約)
 - 時間：午前9時30分～正午
 - 内容：空き家の売買、相続、リフォーム、維持管理など各分野の専門家によるセミナー
 - その他：申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ◎空家等相談会(事前予約不要)
 - 時間：午後1時～4時

☎ 住宅課 ☎585-6012

自己負担限度額は加入者の年齢や所得によって異なります

[]内の金額は、過去12カ月間に4回以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの自己負担限度額

国民健康保険に加入している70歳未満の人

適用区分(基礎控除後の合計所得 ^{*1})	自己負担限度額(月額)
ア (901万円超)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]
イ (600万円超～901万円以下)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]
ウ (210万円超～600万円以下)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
エ (210万円以下)	57,600円 [44,400円]
オ (市民税非課税世帯 ^{*2})	35,400円 [24,600円]

※1：同じ世帯の国民健康保険加入者の基礎控除(33万円)後の所得合計
※2：国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税世帯の人

計算上の注意点

- 医療機関ごとに計算します。一つの病院・診療所でも外来と入院は別に計算し、内科診療と歯科診療も別計算します。
- 院外処方箋で調剤を受けたときは処方した医療機関の医療費と合算します。
- 一つの医療機関に支払った医療費(その医療機関で処方された調剤を含む)が21,000円以上ある場合のみ、それらを合算します。



国民健康保険に加入している70歳～74歳の人・後期高齢者医療制度加入者

【30年8月～】 ※7月以前については、制度改正前の額を適用します。

適用区分 (市民税課税所得)	自己負担限度額(月額)	
	外来の場合(個人ごとの計算)	外来+入院の場合(世帯ごとに計算)
現役並みⅢ (690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]	
現役並みⅡ (380万円以上)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]	
現役並みⅠ (145万円以上)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]	
一般 (145万円未満)	18,000円 ^{*3}	57,600円 [44,400円]
低所得Ⅱ ^{*4}		24,600円
低所得Ⅰ ^{*5} (市民税非課税世帯)	8,000円 ^{*3}	15,000円

※3：1年間(8月～翌7月)の年間限度額は144,000円です。
※4：(国民健康保険加入者)…国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税世帯の人。(後期高齢者医療制度加入者)…世帯全員が市民税非課税の人。
※5：(国民健康保険加入者)…国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税で、収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。(後期高齢者医療制度加入者)…世帯全員が市民税非課税で、収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。(公的年金の所得は、各加入者とも控除額を80万円として計算します)

計算の条件

月の1日から末日までを1カ月として計算。



保険診療分が対象。保険の適用がない入院時の食事代や差額ベッド代・日用品代、歯科の自由診療などは計算に含めません。

領収書

○○代……××円
○○代……××円
食事代……××円
差額ベッド代……××円

計算に含めません

申請の方法

申請手続きに必要なものをそろえて、国保年金課(本庁舎1階9番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請してください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバーカードまたは通知カード(国民健康保険は世帯主および療養を受けた人、後期高齢者医療制度は本人のもの)
- 医療機関の領収証
※写しも可。確定申告で提出する人は事前に写しを取っておいてください。
※後期高齢者医療制度加入者は不要。
- 国民健康保険加入者は世帯主の印鑑、後期高齢者医療制度加入者は本人の印鑑(朱肉を使うもの)
- 国民健康保険加入者は世帯主の預金通帳、後期高齢者医療制度加入者は本人名義の預金通帳(振込先の控えでも可)

申請期間

原則、診療月の翌月1日から2年以内。

支給時期

申請して3カ月後に支給。後期高齢者医療高額療養費の最初の支給は申請した月の翌月末、二度目以降の支給は診療月の3カ月後。※事情により遅れることがあります。

後期高齢者医療制度加入者で該当する人には通知書を送りますので、届いた人は申請してください。一度申請すれば、二度目以降の申請は不要です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 国保年金課 ☎537-5735

申請は2年以内に

高額療養費の支給対象となる人は申請をお忘れなく

病院などの医療機関で支払った1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されますので対象となる人は申請してください。